

新ふれあい定期

(平成30年10月1日現在)

1. 商品名	・新ふれあい定期
2. 販売対象	・現在当行で公的年金(国民年金、厚生年金、船員年金、共済年金、県の恩給)を受給している方 ・新たに当行で公的年金(同上)を受給する方 (年金受取指定の手続きを済ませた方)
3. 期間	・1年 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続のみ)の取扱いができる
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)預金科目	・通帳式(総合口座定期及び定期預金通帳)での預入とする ・1人につき10万円以上300万円まで ・最低預入金額は10万円 ・1円単位 ・スーパー定期、スーパー定期 300
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻す
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	・1人につき10万円以上300万円まで スーパー定期の店頭表示金利に0.1%上乗せ ・満期日以後に一括して払い戻す ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 手数料	—————
8. 付加できる 特約事項	・総合口座の担保とすることができる (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・マル優の取扱いができる
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻す ・預入期間が6カ月未満の場合—————解約日の普通預金利率 ・預入期間が6カ月以上1年未満の場合—————適用利率×50%
10. 課税関係	一律20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 ※マル優ご利用の場合は非課税
11. 預金保険	2005年4月以降は、一金融機関ごとに総預金額のうち、元本1,000万円とその利息が保護される
12. 想定されるリスク	信用リスク
13. 元本欠損リスク と要因	—————
14. 権利行使上の制限 中途解約の制限	—————
15. その他の説明事項	—————